

5 高圧ガス充填届書について

移動式製造設備又は移動式圧縮水素スタンドから車両に固定された容器（当該車両の燃料の用のみに供する高圧ガスを充填するためのものに限る。）に高圧ガスの充填をするときは、あらかじめ市長に届け出た場所において実施する必要がある（第一種製造者の事業所内を除く。）

なお、届出内容に変更又は届出を廃止したときは、遅滞なく提出すること。

提出書類（正・副2部提出すること。）

- (1) 高圧ガス充填届書
- (2) 充填計画書（任意様式）
 - ア 充填の目的
 - イ 充填計画
 - ウ 充填場所の全体平面図
 - エ 緊急時の連絡先一覧表及び緊急時の対応計画

(一般高圧ガス保安規則 第8条第2項第1号リ)
 (一般高圧ガス保安規則 第8条の2第2項第2号へ)

高圧ガス充填届書	一 般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
種 別	新 規 変 更 廃 止		
充 填 す る 高 圧 ガ ス			
充 填 場			
充 填 (新 規 ・ 変 更 ・ 廃 止)		年 月 日 ~ 年 月 日	
年	月	日	

令和 年 月 日

代表者 氏名

千 葉 市 長 様

× 事業所コード	連 絡 担 当 者	所 属 名	電 話 番 号